

原則	審査項目	NF記入欄		調査員記入欄		審査基準	必ず提出する証拠書類 ※本項に示す書類の他にも、自己説明に対応する証拠書類の提出が必要	補足
		自己説明	証拠書類	調査員評価	調査員コメント			
[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	スポーツ仲裁の自動応諾状況を定めている。ただし、当連盟が初めて自動応諾したときには、日本デイスエイブルパワーリフティング連盟という任意団体であったため、この名称で、登録されている可能性がある。2015年に法人化したときに日本パラ・パワーリフティング連盟、と、名称変更している。2020年度中に対応する。	資料② 19 処分規程			(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めている。 (2) 自動応諾条項の対象事項には、懲罰等の不利益処分に対する不服申立に限らず、代表選手の選考を含むNFのあらゆる決定を広く対象に含んでいる。 (3) 申立期間について合理的ではない制限を設けていない。	(1) 処分規程 (2) 自動応諾条項を定めている規程等	(1) 日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁制度を利用することに加えて、スポーツ紛争を迅速かつ適正に解決することができるよう、弁護士等の有識者から支援を受けて、NF内において、以下の点に十分留意して、適切な紛争解決制度を構築することも考えられる。 ①制度の適用対象者、適用対象事案、利用方法、手続の流れ等を規程において明確に定め、ウェブサイト等を通じて、恒常的にNF関係者等に周知徹底すること ②NF外部の中立的かつ専門的な第三者により、紛争解決制度が当該規程に従って適切に運用されているか否かの確認を定期的に受け、当該第三者の助言指導を踏まえて定期的に運用を見直すこと ③弁護士等の有識者を含む、経営陣から独立した中立な立場の者で構成される紛争解決機関（不服申立委員会等）を設け、同機関（当該事案に何らかの形で関与したことがある者を除く。）において、客観的にかつ速やかに、紛争解決手続を行うこと（同機関の構成員は、調査機関又は処分機関の構成員と兼任しないこと） ④紛争解決手続が中立な者により行われることを担保するため、紛争解決手続を行う者について、当該紛争に関するステークホルダーを除くこと ⑤申立当事者からの意見聴取、証拠提出機会の確保、対立当事者からの意見聴取及び証拠提出機会の確保を行うなど、両当事者に十分な手続保障を与えるほか、紛争解決制度を利用したこと又は紛争解決手続において意見表明等を行ったことによる不利益取扱いの禁止に関する規定を設けること ⑥NF内における紛争解決制度とJSAAによるスポーツ仲裁は、申立人の選択に応じてどちらも利用できるよう整備すること
	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	2015年からスポーツ仲裁機構に提訴できることを公表している。	21 スポーツ仲裁機構提訴 19 処分規程			(1) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知している。	(1) 審査基準に対応する証拠書類	(1) 処分機関が処分結果を通知する際に、処分対象者に対し、JSAAによるスポーツ仲裁の活用が可能である旨とその方法、手続の期限等が記載された書面を交付することが望まれる。